

警 務 第 2 2 4 号  
令 和 3 年 1 0 月 5 日

各 所 属 長 殿

警 務 部 長

青森県警察障害者活躍推進計画に基づく障害者活躍推進チームの編成について見出しのことについては、「青森県警察障害者活躍推進計画の策定について」（令和2年3月31日付け警務第447号）に基づき、下記のとおり障害者活躍推進チームを編成して取組を促進することとしたので、所属職員に周知し、遺漏のないようにされたい。

記

1 青森県警察障害者活躍推進計画による組織体制と役割

名称	担当	役割
障害者活躍推進者	警務部長（障害者雇用推進者）	障害者の雇用の促進及び継続を図るため、施設又は設備の設置若しくは整備その他の諸条件の整備を図るための業務や、対象障害者の採用に関する計画の作成、当該計画の円滑な実施を図るための業務等を担う。
障害者活躍副推進者	警務部警務課長	障害者活躍推進者の補佐 障害者活躍推進者が不在時の職務代理
障害者活躍推進チーム	警察本部内において、各部（室）の重要事項についての企画及び調査に参画し、調整に係る事務に従事する職員で構成	障害者である職員が働きやすい職場づくりや障害者が能力や適性を発揮できるような職務の選定・創出等の検討及び毎年度、取組状況の把握・検証を行う。
障害者職業生活相談員	人事を担当する課長補佐級の職員	障害者である職員の職業生活に関する相談及び指導を行う。

2 障害者活躍推進チームの編成

下記のとおり編成する。

- (1) 警務部警務課  
警務部理事官、人事採用企画官、警務調査官、企画担当補佐、人事・採用担当補佐、心理専門官
- (2) 警務部教養課  
職場教養担当補佐
- (3) 警務部会計課  
次長
- (4) 警務部施設課  
次長
- (5) 総務室厚生課  
健康管理指導官
- (6) その他  
各部（室）管理官、各部（室）企画担当補佐級

担当 警務課人事採用企画官